

高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第11条 市町村長は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(情報の開示)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号から第8号まで及び第10号並びに<u>第12条</u>の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月8日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年10月24日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年5月15日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(情報の開示)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号から第8号まで及び第10号並びに<u>第11条</u>の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月8日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年10月24日から施行する。</p>